

令和4年3月30日

## とちぎ消費者リンクと株式会社ナリススタイルとの間で差止請求に関する 協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項に基づき、下記の事項を公表する。

### 記

#### 1. 協議が調ったと認められるものの概要

##### (1) 事業の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク（以下「とちぎ消費者リンク」という。）が、株式会社ナリススタイルに対し、株式会社ナリススタイルが令和元年8月から同年12月にかけて配布した屋根塗装工事のチラシ（以下「本件チラシ」という。）のうち少なくとも同年10月25日よりも後に配布されたものにおける「通常価格 360,000円→250,000円」及び「通常15万円のところ、今回は特別に10万円」との記載は不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号<sup>(※)</sup>の規定に該当するとして、本件チラシ及び令和2年12月に配布された本件チラシの期間限定価格を延長する記載があるチラシの配布等を取りやめることを求めた事案である。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 [略]

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

##### (2) 結果

令和3年3月22日、株式会社ナリススタイルは、とちぎ消費者リンクに対し、上記申入れを受け、チラシの記載を変更した旨を連絡した。

これを受けて、令和3年10月27日、とちぎ消費者リンクは、申入れに沿う改定が

なされたものとして、申入れを終了した。

**2. 適格消費者団体の名称**

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク（法人番号 6060005009249）

**3. 事業者等の氏名又は名称**

株式会社ナリススタイル（法人番号 9030001094674）

**4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup> の概要**

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)